

令和3年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和3年7月16日（金） 13時30分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 地下会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学准教授)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員 金子 ゆかり ((有)金子設計事務所 一級建築士)
特別委員 植松 秀訓 ((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員 野田 敏 (根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 佐藤 日南
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 富川 和朋
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 松尾 将志

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ジョイフルエーケー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「(仮称)サツドラ釧路町店」(釧路町)の法第5条1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1)「ジョイフルエーケー帯広店資材センター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

- 工事期間中における身障者・歩行者の動線の確保
バックヤードの工事が開始されたことから各種資材が身障者用駐車マス裏にも積まれており危険であることから至急対応願いたい

審議会の指摘を踏まえ、一時的な資材置き場の整理を行ったことを確認。

- 駐車場台数の算定について
一般家庭の乗用車よりも業者等がトラックなどで来店されるケースが多いのではないかと。駐車場利用実態(11/22の駐車台数)を踏まえ算定されているが、大型車と普通車のそれぞれの利用台数は把握しているのか。

調査時は大型車両での来店はほとんどなく、平日に関しても、大型車両での来店はほとんどないことから、駐車場台数が不足し滞留が発生することはないと判断。不足した部品等を求めて来店される業者はあるが、大型車両で乗り付けることはほとんどないことを確認。

- 工事期間中の対応について
・ 駐車場内に資材が置いてあるが、来店客が売り物と誤認し、駐車場で動くこととなり危険である。資材をシートで覆う、資材置き場である旨の明示など対応が必要ではないかと。

審議会の指摘を踏まえブルーシート、ポールなどで分けし、資材置き場である旨の張り紙等を行う対応を実施したことを確認。

- ・ 冬季堆積場に販売用の砂等が置いてあるが、駐車場内や敷地外への砂の飛散防止などの考慮はされているのか。

定期的に従業員が巡回し清掃しており、今後も定期的な巡回を行い配慮することを確認。

- ・ 工事期間中の安全確保について留意していただきたい。

工事期間中に関わらず、場内の安全確保は必須と考えており、改めて全従業員に徹底を行い、安全確保に努めていくことを確認。

○ 身障者駐車マスの位置

ペット・園芸館の頃とレジの位置が変わり、店舗東側の方に設置されていること、身障者用マス近くの入口は入口専用であることから、買物をする際、身障者はかなり遠い距離を移動しなくてはならない状況。それを踏まえ身障者マスの位置は現在の位置で良いのか再度検討が必要と考える。

審議会の指摘を踏まえ、東側の店舗出入口に近い位置に、看板表示による身障者用の駐車スペースの設置。これにより、2箇所の店舗入口近くに身障者マスを準備することとなり、今後もより安全に来店いただける環境を整えていくことを確認。

○ 廃棄物保管施設について

届出では 59 立米→20 立米に大きく減少することとなっているが、不足し、屋外に放置される等がないよう運営していただきたい。

現状の運用から不足はない見込みであること、屋外に放置する等不適切な対応がないよう管理・運用体制を改めて確認し、従業員への徹底を行い、適正に運営を行うことを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

廃棄物保管施設について、工事開始に伴い一時的に移設した、とのお話があったが工事完了後はどうなるのか。

(事務局)

工事終了後は、今回の届出書に添付されている「変更後」の図面通りの位置となる。

(部会長)

事務的説明での意見を踏まえて、身障者用駐車マスを追加いただいたとのこと、図面でいうとどの部分か。写真データを見ると、近くに三角コーン等で動線を作ったりされており、実際の使い勝手という面では難しいと思われる。

(事務局)

今回対応いただいたのは、届出書 8 ページの店舗南側にある従業員駐車場の端 (10, 20 の数字が入ったマス) の部分に表示を立てていただいている。今は工事期間中であり、来客用駐車場を一時的に変更していることから、三角コーンを置くなど暫定的な運用を行っているところ。

開店後に使い勝手を考慮してマスの引き直しなどの対応を行う予定はないか、と確認したところ現時点では予定していないとのこと。但し定期的にマスの引き直し行っているため、その際に検討していきたいとの回答をいただいている。

(部会長)

利用者の状況を見ながら引き続き検討いただきたいと考える。

(B 委員)

ジョイフルエーカーとしては、審議会の意見を踏まえ丁寧に対応いただいていると感じる。

(A 委員)

前回は意見したが、面積が大幅に増えているにも関わらず台数が 2 台分しか増えていないのは不自然。現時点で、資材などを一時的に置いているにも関わらず不足していない、ということであれば

今後も不足することはない、と考えられるが、増床後運営していく中で、不足や利用される方が不便を感じるということがあれば即改善いただくことを前提に「意見なし」とするべきと考える。指針台数を確保していないことについて、審議会では本当に意見や懸念が出なかったということではない、という点を残しておく必要があるのではないか。

(部会長)

答申としては意見なし、だが、懸念点について事業者へ振興局長名通知等を行ったかどうか、という意見。

(事務局)

振興局長名通知を行うことは可能。

(部会長)

他意見はないか。

それでは答申にあたり意見をとりまとめた。答申案について事務局より説明願う。

(事務局)

答申としては「意見なし」であるが、議論の中で懸念としてあがった駐車台数の充足については答申文の中に議論の過程が判る文言を記載。

答申(案)としては以上のとおりであるが、懸念点の駐車台数の充足に関する配慮、及び審議の過程で判明した過去実施の廃棄物保管施設の変更に係る届出漏れに係る注意喚起について、十勝総合振興局長名での通知文を発出することとしたい。

(部会長)

「ジョイフルエーカー帯広店資材センター」の変更の届出については「意見なし」とし、事務局より説明の内容で答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは事務局案のとおり答申することを決定する。

(2) 「(仮称) サッドラ釧路町店」(釧路町) の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 出入口の入出庫方法について

出入口①の入出庫については、道警との協議で問題ないとされているが、共栄橋通は釧路中央 IC と繋がっているため、数年先の道東自動車道の全面開通に伴い、交通量の大幅な増加が予想されることや、共栄橋通と富原学校通の交差点には信号が設置されていないことから、今後、入出庫の際に危険が伴う可能性があるのではないか。共栄橋通に関しては、一昨年のリリアブルボックス運動公園通り店の案件の際に同様の審議を行っているため、整合性等を確認願いたい。

出入口①には「一旦停止」、「歩行者注意」の看板、出入口②・③には「一旦停止」、「学童注意」の看板を設置することや、現状の交通量調査においては、混雑度の基準を大きく下回っているため、円滑な交通が可能であることから、現段階で規制等の必要は必要無いと考えている。なお、令和6年度に道東自動車道が全面開通することで、交通量が大幅に増加し、店舗の影響により交通処理が円滑に行えなくなることが予想される場合には、ご指摘いただいたとおり、歩行者及び来客車両の安全対策について再検討することを確認。

※共栄橋通に関するこれまでの届出案件の入出庫ルールとの整合性について、事務局により確認し報告を実施。

- 冬季堆雪場所について
冬季堆雪場所について、店舗敷地内の緑地帯に堆雪することとしているが、緑地帯の所有者は誰か。また、一度に大量の降雪があった場合、雪の積み上げによる見通しの悪化等が懸念される。

緑地帯は店舗敷地内にあり、設置者所有地であること、また、一度に大量の降雪があった場合は、適宜除排雪を行い、歩行者や来客車の見通しを確保することを確認。

- 荷さばき作業時間帯について
荷さばき施設の搬出入作業の開始時刻は午前6時であるが、駐車場内の除雪作業も午前6時からであるため、除雪作業の遅延による、搬出入作業への支障はないか。

荷さばき車両の搬出入については、時間配分の配慮や一括配送の実施等、計画的な搬入を実施するが、突発的な大雪により、除排雪に遅れが生じる場合は、荷さばき作業スペースを優先的に確保し、搬出入車両が駐車場内に待機できるよう、計画的な除排雪を実施することを確認。また、除雪車両が出入りする際には、警備員による誘導を行い、歩行者の安全を確保することを確認。

- 分譲住宅地の工事について
大店立地法の審議事項ではないが、現地写真のうち、隣接している分譲住宅地の工事について、防護フェンスが設置されていない箇所が見受けられるため、歩行者への安全対策を講じる必要があるのではないか

工事車両等が出入りする際には、交通整理員を配置し、円滑な誘導を行い、歩行者の安全確保について配慮することを確認。

- イートインスペースについて
当該店舗にイートイン等の店内飲食スペースは設置する予定はあるか。その場合、生ゴミの発生等、周辺環境に悪影響を与える可能性はないか。

イートインスペースの設置予定はないため、生ゴミ等の発生はないことを確認。

- 街並みづくり等の配慮について
当該店舗の北側には緑地帯が広がっているが、防犯対策の一環として、閉店後も店舗内の照明を付ける場合は、緑地帯の小動物や昆虫等に影響を与えないよう配慮が必要となるのではないか。

営業時間終了後は店内照明を消灯予定。必要に応じて防犯対策を行う場合は、LEDライトの採用、照明の向きなどを工夫し、周辺環境に影響がないように配慮することを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

前回の事務的説明での照明に係る意見は、店内だけではなく、看板や駐車場内の照明のこととっていた。

(C 委員)

それらも含めて生態系への影響に対する懸念点を述べたものと理解。

(D 委員)

予定地の近くに広い緑地があり、そこに動植物がいることから影響がないよう配慮を求めたもの。

(A 委員)

駐車場も含めて消灯するなど対応いただけると考えてよいか。

(事務局)

店舗の照明は消灯すると確認している。駐車場についても、入口を閉鎖することから消灯するものと思う。念のため再度確認させていただく。

(部会長)

事務的説明での確認点について丁寧に説明していただいていると感じる。
それでは答申にあたり意見をとりまとめたい。「(仮称) サツドラ釧路町店」の新設の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

- (3) 「(仮称) ツルハドラッグ足寄店」(足寄町) の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明を行った。
- (4) 「ショッピングセンターJAM 星が浦」(釧路市) の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明を行った。
- (5) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 非公開の理由(6(3)(4))

届出事項の事務的説明であるため。(平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取り扱いについて」による。

8 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、概要版に添付のとおり